

開催日：令和 5 年 12 月 22 日

会議名：令和 5 年 12 月定例会（第 5 日 12 月 22 日）

○井上弘美 前の質疑の空気、余韻が残る中ではございますが、どうぞよろしく願  
いいたします。

養育費受け取りのサポート事業について質問します。

令和 3 年に、全国中学 2 年生とその保護者を対象に行われた内閣府調査によると、  
養育費についてひとり親世帯の約半数が取決めをしておらず、ひとり親世帯の約 3 分  
の 2 が養育費を受け取っていません。令和元年 5 月の民事執行法の一部改正により、  
養育費の確保に向けて、支払い義務者の勤務先の把握や財産などの把握がしやすくな  
ったものの、依然として大きな改善には至っていません。本市における養育費確保支  
援の取組を教えてください。

○議長（藤田浩史） 厚東こども未来部長。

○こども未来部長（厚東祐子） 養育費確保支援の大きな枠組みといたしまして、離  
婚前も含め、ひとり親を対象に、弁護士、元裁判所調停委員や市職員による相談事業  
と手続等に係る必要経費について負担を軽減する補助事業を実施しております。

補助事業につきましては、3 種類ございまして、1 つ目は、公正証書等作成促進補  
助で、養育費の取決めを行う公正証書等の作成に係る手数料等に対しまして、3 万円  
を上限に補助するものでございます。

2 つ目につきましては、養育費保証促進補助で、養育費の未払いがあった場合に保  
証会社が養育費の立替えをする保証契約の費用に対して 5 万円を上限に補助するも  
のでございます。

3 つ目は、弁護士費用補助で、養育費請求の強制執行に係る弁護士に対する着手金  
などの費用に対しまして、15 万円を上限に補助するものでございます。

○議長（藤田浩史） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 ありがとうございます。では、3 つの事業の実績、補助件数を教えてく  
ださい。

○議長（藤田浩史） 厚東こども未来部長。

○こども未来部長（厚東祐子） 令和 5 年 4 月 1 日から 10 月末までの補助件数でお  
答えいたしますと、公正証書等作成促進補助は 15 件、養育費保証促進補助につきま

してはゼロ件、弁護士費用補助につきましては5件でございます。

○議長（藤田浩史） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 お答えありがとうございます。公正証書等作成促進補助が、年度途中なんですけれども15件実績があったということは、評価したいと思います。

では、養育費保証促進補助の件数がゼロ件であった要因は、何であったと思われませんか。

○議長（藤田浩史） 厚東こども未来部長。

○こども未来部長（厚東祐子） 養育費を保証会社が立替え、支払人に求償する保証サービスにつきましては、受取人にとってメリットがあるものの、受取人、支払人双方と保証会社との契約が必要なケースが多いことに加えて、保証に係る契約費用もかかり、また、保証会社による審査もあることから、広く多くの利用を見込むことは難しいものと考えております。

○議長（藤田浩史） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 民間保証会社による養育費保証の費用を補助する事業は、大阪市をはじめ、多くの自治体に見られます。予算も国から半分出ています。しかし、先ほどのご答弁にありましたように、当事者にとって保証会社との契約はハードルが高いものと思われまして。

明石市の事例ですが、取決めをしたのに受け取れていない養育費の立替えを行う事業があります。立替え期間は3か月、月額5万円まで、最初に支払い義務者に通知を行い、立替え分は催促・回収を市が行います。国費は出ず、全額自治体の負担です。令和4年4月から令和5年10月末時点の実績をお聞きしました。立替えの申請が30件、43人分あり、立替えに至ったのは21件、58回、287万7,000円とのことでした。

この事業の大切な点は、立替えの金額だけではなく、将来にわたる養育費の受け取りに関わってくることです。申請があった後、役所が代わって支払い義務者への手紙や電話で理由とか事情を聞くと、支払いが再開されたり、支払い義務者の生活の事情が分かり減額の話合いが進むことがある。また、立替えを行った後、市から納付書が届くことで支払いの確率が上がるそうです。

回収等の実績についてもお聞きしました。令和5年9月末時点ですが、申請30件に対し、立替え前に通知したことで、支払いが7件、差押えができたのが2件、3か月の立替え後、回収に至ったのは4件、9件が未回収とのことでした。

離婚後に良好なコミュニケーションがあるのはごくまれなことで、多くの当事者は催促をすることも、また、支払う側も経済的に困難になったなどの事情を説明し、相談するのはとても負担を感じます。その結果、なし崩しに養育費の支払いが遅れ、その影響は子どもに大きくのしかかります。こういった立替え、催促の事業を本市で行うことについて、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤田浩史） 厚東こども未来部長。

○こども未来部長（厚東祐子） 養育費を公金で立て替えることにつきましては、立て替えた養育費の回収など課題がございますことから、現時点では、実施を考えておりません。

本市といたしましては、養育費受取人の個々の状況に応じて、さきに答弁いたしました3種類の養育費確保に係る補助事業をより活用していただけるよう、相談事業の充実等と併せて引き続き支援してまいります。

○議長（藤田浩史） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 ありがとうございます。意見・要望です。未払い養育費の問題への対応は、国がなかなか重い腰を上げないと言わざるを得ません。今、養育費の取決めをしていなくても一定額を請求できる法定養育費の創設が検討されていますが、現状は、当事者に問題解決を委ねており、子どもの権利としてしっかり確保するという姿勢が欠けています。

明石市と同じ事業を要望とまでは申し上げませんが、自治体ができる独自施策を検討し、取組を進め、その実績を明らかにすることで、国の制度を動かす端緒となればと願ってやみません。この質問は、以上です。

こども政策の充実・強化についてお尋ねします。

9月に発表された子育てしやすさNO. 1への中で、放課後こどもクラブに関する項目について質問します。放課後selectについて、開始時期、実施メニュー、実施場所について教えてください。また、全校一斉にスタートするのも教えてください。

○議長（藤田浩史） 中尾教育政策監。

○教育政策監（中尾栄一） 放課後selectにつきましては、放課後こどもクラブの運営を受託した民間事業者によって提供するサービスで、まずは、令和6年度から庄内さくら学園と桜井谷東小学校の2校において実施を予定しております。実施に

当たりましては、民間事業者が入会児童の保護者には習い事のアンケート調査を行い、その結果も踏まえながら、学校施設内で実施内容や実施場所を調整する予定でございます。また、民間資源を有効に活用しながら、順次、各クラブに放課後selectを提供してまいりたいと考えております。

○議長（藤田浩史） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 同じく夕食の提供について教えてください。

○議長（藤田浩史） 中尾教育政策監。

○教育政策監（中尾栄一） 将来的には、民間委託を行ったクラブにおいて、現在の19時までとしております預かり時間を延長した場合には、保護者の希望に応じて、民間事業者において夕食サービスを提供する予定として考えております。

○議長（藤田浩史） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 それでは、クラブ室1室当たりの定員の見直しについて、実施計画をお聞かせください。

○議長（藤田浩史） 中尾教育政策監。

○教育政策監（中尾栄一） 来年度の入会児童数や児童推計の数値を踏まえ、学校長と必要な調整を行いながら段階的にクラブ室の確保に取り組んでまいります。まずは、令和8年4月に1クラス当たりの児童数をおおむね55人以下とするとともに、令和11年4月におおむね40人以下を実現したいと考えております。

○議長（藤田浩史） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 ありがとうございました。意見・要望です。ご答弁によりますと、実施される学校はまだ限定的、開始時期にはかなりの幅があり、未定の部分も多く感じられました。また、放課後select夕食提供の実施にはクラブの民間委託が前提とのこと、これについてはまた別の議論ですが、現状、市のホームページなどで公開されている子育てしやすさNO.1へを見れば、放課後こどもクラブ以外にもバラエティに富んだ様々な子育て支援メニューで保護者の方々はととも期待を持たれます。と同時に、開始時期や費用など、疑問もいろいろ湧いてくると思います。

また、学校現場からは、詳しい説明がなく、問題点を残したまま事業が開始されるのではないかと不安の声もお聞きしています。関係各所への丁寧な説明と相談を行い、市民のニーズに合った施策、分かりやすい広報となるよう要望いたします。放課後子どもクラブ以外の子育てしやすさNO. 1メニューについても、機会を改めて質問させていただきたいと思います。この質問は、以上です。

第七中学校跡地に府立支援学校が設置される計画についてお聞きします。

この計画が具体化した経緯については既にほかの議員への答弁でお聞かせいただきましたので割愛いたします。計画についてですが、市民、関係団体への説明はどのように実施されましたか。また、説明の場があったのであれば、反対意見はどのような観点であったのか、具体的に教えてください。

○議長（藤田浩史） 藪床都市経営部長。

○都市経営部長（藪床和弘） 府立支援学校の設置を検討するに当たりましては、10月より関係校区の地域活動団体の役員の方々を中心に意見交換を実施するとともに、障害者団体の皆様にも情報提供し、ご意見を伺いながら、取組を進めております。

この間、インクルーシブ教育推進の観点から中には反対のご意見もございますが、おおむね支援学校の整備方針を受け止めていただいているものと認識しております。なお、今月末には南部地域全体での説明会を開催する予定でございます。

○議長（藤田浩史） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 では、反対意見では、どのような点で支援学校の新設がインクルーシブ教育に反すると述べられたのでしょうか。また、その反対意見は教育委員会など庁内で共有されたのでしょうか。お願いいたします。

○議長（藤田浩史） 藪床都市経営部長。

○都市経営部長（藪床和弘） 反対のご意見については、障害者団体との意見交換の場を通して把握したものでございますが、その内容といたしましては、支援学校を新設することは、これまで本市が実践してきた、障害の有無にかかわらず、地域の学校において、ともに学び、ともに育つという教育の理念に反するものであるとの趣旨のご意見でございました。ご意見につきましては、教育委員会をはじめ、関連部局とも共有しております。

○議長（藤田浩史） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 ともに生きる教育を掲げている教育委員会は、全ての子どもが地域の学校に通学することを想定して、小学校への就学通知を出していると認識していますが、相違ないですか。その上で、支援学校の必要性について市の見解を教えてください。

○議長（藤田浩史） 藤原教育委員会事務局理事。

○教育委員会事務局理事（藤原二郎） 就学通知に関しましては、ご認識のとおり、全ての子どもが地域の学校に通学することを想定して全就学予定者の保護者に豊中市立学校への就学通知を出しております。第七中学校跡地への府立支援学校の設置は、支援学校に在学する本市の子どもたちの狭隘な教育環境の改善に寄与するものと考えておりますが、豊中市において、ともに学び、ともに育つ教育の下、本人、保護者の意向を最大限尊重するとともに、居住地校区の小・中学校、義務教育学校への就学を基本とすることに変わりはありません。

○議長（藤田浩史） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 では、新設予定の支援学校の定員と入学者数の今後の見込みを教えてください。

○議長（藤田浩史） 藤原教育委員会事務局理事。

○教育委員会事務局理事（藤原二郎） 府に確認しましたところ、新たな支援学校の計画上の規模につきましては、200人から250人程度を想定しており、入学者数もおむねこの人数を想定しているとのことでございます。

○議長（藤田浩史） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 大阪府教育委員会は、200人から250人の規模を想定しているとのことですが、現在の府立豊中支援学校の設置基準超過人数は70人程度と聞き及んでいます。ということは、令和10年4月までに、さらに100人以上の児童生徒が新たに支援学校を選択するという判断を府教委はしているということになります。

このことについて、地域の学校でともに学び、ともに育つ教育を進める豊中市教育委員会はどのように考えているのでしょうか。地域の学校を選ばない保護者、子どもが増加する想定を教育委員会として見過ごしてよいのでしょうか。見解を求めます。

○議長（藤田浩史） 藤原教育委員会事務局理事。

○教育委員会事務局理事（藤原二郎） 入学前の年長児を対象とした就学相談では、これまでも豊中市障害児教育基本方針の下、本市のともに学び、ともに育つ教育について、丁寧に説明を行っております。本市としましては、今後も引き続き、居住地校区の豊中市立学校への就学を基本としながら、本人、保護者の意向を最大限尊重した就学手続を進めてまいります。

○議長（藤田浩史） 1番、井上弘美議員。

○井上弘美 府の入学者予測に対する見解はお聞かせいただけませんでした。地域の学校への就学を基本とするインクルーシブ教育の理念に沿ったお答えをいただきました。しかしながら、一昨日の議会での都市経営部の答弁で、支援学校の新設はここで学んだ子どもたちが将来にわたって、生まれ育ったまちで生き生きと暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与するとの発言がありました。地域の子もたちとの関係性を絶つ分断教育を9年間にわたり受けた子どもが、生まれ育ったまちで生き生きと暮らすことを一体誰がどうやって保証するのでしょうか。今回の支援学校設置とインクルーシブ教育、地域共生の関係について、市の見解をお答えください。

○議長（藤田浩史） 藪床都市経営部長。

○都市経営部長（藪床和弘） ご指摘の他の議員に対する答弁は、従来からの本市のインクルーシブ教育の考え方を大前提として行ったものでございます。ともに学び、ともに育つ教育は、本市が全市的に共有する基本的な考え方でございます。今後も子どもたちがともに学び、ともに育つ経験を通して、共生社会の意義を体得することを最優先に取り組むことには変わりはありません。

就学相談においてもこれまで同様、まずは地域の豊中市立学校におけるともに学び、ともに育つ教育について、教育委員会において寄り添いながらご説明を行っており、今後もこのスタンスを変えるものではございません。

府立豊中支援学校の狭隘化により、通学区域割りの変更され、府立東淀川支援学校への通学を余儀なくされる本市の児童生徒の保護者からは、福祉サービスを豊中市内で利用しているので、教育も豊中市内で受けたい。通学区域割変更を行っても、府立豊中支援学校は飽和状態。新しい支援学校をつくってほしい。環境を変えたくないの、豊中支援学校区に引っ越しを考える人もいるなどの声が大阪府に寄せられているとのことでございます。こうした切実な生の声と目の前の現実的な課題、これを本市として重く受け止め、大阪府の要請を受け入れることとしたものでございます。

また、障害者団体の関係者からは、支援学校を選ぶ人も選ばない人もいます。選択肢を広げることは必要といった趣旨のご意見もあるなど、今回の学校の活用案をおおむ

ね受け止めていただいているものと認識しております。

大阪府に寄せられている保護者からの声にありますように、仮に通学区域の変更を受けて引っ越しを選択される場合には、これまで育ってきた地域や環境から離れることで育んできた様々な関係やつながりが薄れてしまう可能性があります。新設の府立支援学校への通学を選択された場合でも、卒業後も継続して生まれ育ち、なれ親しんだ地域で自分らしく生き生きと生活していただきたいとの思いでございます。

○議長（藤田浩史） 1 番、井上弘美議員。

○井上弘美 丁寧にご答弁をいただいたことに感謝申し上げます。障害がある子どもの保護者は、その進路に大変悩まれます。相談や情報収集に行政が寄り添うことはとても大切です。しかし、保護者が安心できるという視点だけで対応してしまうと、権利の主体である子どもの願い、気持ちに寄り添っていない結果となるおそれがあります。

豊中市では、地域の学校に通うことが前提であり、例外的に支援校という選択肢があるという、その姿勢が基本です。例外を選ぶ保護者があるのは、地域の学校への信頼、安心の不足の表れではないでしょうか。市としてまず取り組むべきは、全ての保護者が安心して地域の学校に通わせることができるよう改善を重ねることです。

説明会で私が聞いた府の支援校在籍児童の予測数は右肩上がりでした。子ども人口が減っていくのに増え続けていくという予測には疑問を感じますし、支援校を選ぶ子どもの数が減っていく取組をしていくつもりがあるのか、市の在り方に疑問を呈します。現状 70 人の設置基準超えは、1 学年で平均すると 8 人程度の超過です。来年からは、豊中支援学校から東淀川支援学校へ 30 人が転入します。1 学年に 8 人の子どもが支援学校ではなく地域の学校を選択すれば、新たな支援学校が開設される令和 10 年には、もう必要なくなっているかもしれません。

ともに生きる教育を進める本市なら、その可能性も無視できないことを教育委員会にはよくお考えいただきたい。ともに学び、ともに育つ、豊中市が掲げる理念のとおり、今後も障害のある子もない子も地域で学び育つことを主軸に政策を進めていただくべきと要望いたします。超過して申し訳ありません。

以上で、私の質問を終わります。